

令和2年定例会 医療保健子ども福祉病院常任委員会

説明資料

《所管事項説明》

- 1 みえモデルの取組方向について
- 2 「令和2年版成果レポート（案）」について 別冊
- 3 「みえ子どもスマイルレポート」＜令和2年度版＞（三重県子ども条例、子どもスマイルプランに基づく施策の実施状況）について 1
- 4 「みえ家庭教育応援プラン」に基づいた取組について 4
- 5 「三重県児童虐待死亡事例等検証委員会報告書 [2017年 四日市事例]」をふまえた児童虐待防止の取組等について 9
- 6 令和3年度社会福祉施設等整備方針について 14
- 7 令和元年度社会福祉法人等指導監査の結果等について 30
- 8 各種審議会等の審議状況の報告について 33

《別冊》

- ・（別冊1-1）令和2年版成果レポート（案）第1編（第二次行動計画の評価）
 《子ども・福祉部 抜粋・修正版》
- ・（別冊1-2）令和2年版成果レポート（案）第2編（第三次行動計画の取組）
 《子ども・福祉部 抜粋・修正版》
- ・（別冊2）みえ子どもスマイルレポート＜令和2年度（2020年度）版＞
- ・（別冊3）三重県児童虐待死亡事例等検証委員会報告書 [2017年 四日市事例]
- ・（別冊4）令和元年度 指導監査等結果報告書

令和2年6月22日
子ども・福祉部

3 「みえ子どもスマイルレポート」＜令和2年度版＞（三重県子ども条例、子どもスマイルプランに基づく施策の実施状況）について

「みえ子どもスマイルレポート」は、「三重県子ども条例」（以下「条例」という。）第15条の規定に基づく子ども施策にかかる年次報告と、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（以下「スマイルプラン」という。）に基づく重点的な取組の実績等を取りまとめた年次報告で構成しています。

条例に基づく子ども施策の実施状況について、第11条から第14条にかかる取組と課題を整理しています。

「スマイルプラン」について、14の重点的な取組ごとに、進展度、令和元年度の取組概要と成果、令和2年度の改善のポイントと取組方向等を記載しています。

1 条例に基づく施策の実施状況（別冊2 P3～9）

（1）施策の基本となる事項にかかる取組（第11条）

「子ども条例講演会」を実施するなど、子どもの権利について学ぶ機会を提供したほか、児童相談所のアドボカシーにかかる取組やキッズ・モニターによるアンケート調査などを通じて、子どもが意見表明する機会の設定を行いました。

また、「みえの子ども『夢☆実☆現』応援プロジェクト」や「高校生フェスティバル」などを通じて、子どもが主体的に取り組むさまざまな活動を支援するとともに、企業や団体への「みえ次世代育成応援ネットワーク」加入促進や同ネットワークと連携した「子ども応援！ わくわくフェスタ」の開催等を通して、子どもの育ちを支える人材育成や環境整備に取り組みました。

これらの取組の実施においては、市町や企業、団体などさまざまな主体と連携しており、今後も子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに取り組んでいく必要があります。

（2）相談への対応（第12条）

子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」を運営し、悩みを抱えた子どもの声を受け止め、子ども自身が解決に向かうよう支えるとともに、いじめなどの相談には、教育委員会等関係機関と連携して対応しました。

（3）広報及び啓発（第13条）

子どもの育ちについて県民の皆さんの関心や理解を深め、子どもの育ちを見守り支える活動を促進するための取組を進めてきました。しかし、e-モニターアンケートの結果では、7割前後の県民が条例を全く知らないと答えており、理解が一層広がるよう広報・啓発していくことが必要です。

令和3年度に条例の施行から10年の節目を迎えることを契機と捉え、あらためて条例の理念と重要性の周知に取り組めます。

(4) 子どもにかかる調査(第14条)

第二期三重県子どもの貧困対策計画および第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画の策定にあたって「三重県子どもの生活実態調査アンケート」を実施したほか、「みえ県民意識調査」において子どもを持つことや子どもの見守り等についての質問を設けるなど、子どもの生活実態や意識の把握を行いました。

2 「みえ子どもスマイルプラン」の重点的な取組にかかる進捗状況

(別冊2 P10~60)

(1) 取組状況と進展度等(別冊2 P10~22)

平成30年度までに引き続き、三重県経営方針に少子化対策を重点テーマとして位置づけ、さまざまな主体で構成される三重県少子化対策推進県民会議とも連携し、少子化対策を進めるための気運醸成を図るとともに、「子ども・思春期」、「若者／結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」に「働き方」を含めたライフステージごとに、切れ目のない取組を進めました。

14の重点的な取組の進展度については、進行管理を行うために設定した「重点目標」の達成度合いや実績等により総合的に判断したところ、「進んだ」が4項目、「ある程度進んだ」が8項目、「あまり進まなかった」が2項目となり、「進まなかった」はありませんでした。

2つの総合目標については、令和元年の合計特殊出生率(概数)は1.47で、平成30年の1.54から0.07減少しました。もう一つの総合目標である「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」も、令和元年度は51.2%で平成30年度より0.3ポイント減少しました。

(2) 令和元年度の総括(別冊2 P23)

令和元年度の県の少子化対策については、14の重点的な取組のうち、前年度から引き続き2項目の取組が「あまり進まなかった」であったものの、その他の12項目の進展度が「進んだ」「ある程度進んだ」であり、取組は一定進んだと考えられます。平成30年度に「あまり進まなかった」3項目の取組のうち、「男性の育児参画の推進」について、男性の育児休業取得率は目標に達しなかったものの、大きく上昇し過去最高となり、また「みえのイクボス同盟」への加盟団体数が大幅に増え、全国1位の加盟数とすることができました。

一方、2つの総合目標について、合計特殊出生率は、全国順位は上昇傾向にあるものの前年から減少するとともに、「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」は減少傾向が続き、少子化の進行の抑制や県民実感の上昇はかないませんでした。

第一期スマイルプランの5年間を通じては、重点的な取組のうち「ライフプラン教育の推進」および「出逢いの支援」について、集中的に取り組んだ結果、ライフプラン教育を実施している市町や県立高等学校が大きく増え、また、婚活イベント等を実施する民間団体が増加するとともに、市町の取組も徐々に進むなど、一定の成果が得られました。このため、これらの取組について、第二期スマイルプランでは重点的な取組には位置づけませんが、内容をさらに充実させ、より長期的な視野で取り組み、効果を確実に定着させるよう進めていきます。一方で、医療技術の進歩等を背景として、医療的ケアが必要な子どもが増えてきていることをふまえ、第二期スマイルプランでは新たに医療的ケアが必要な子どもへの支援を重点的な取組に位置づけ、集中的に取り組んでいきます。

新型コロナウイルス感染症の流行により、出会いの機会の減少や不妊治療の延期・中断、経済状況の悪化など、結婚や妊娠・出産、子育ての当事者は大きな影響を受けており、結婚の希望がかない、安心して子どもを産み育てられる環境整備の重要性が高まっています。さらに、子どもや子育て等にかかる各施策を実施するにあたっては、新しい生活様式や価値観の変化への対応が求められています。

そのような中、第二期スマイルプランで掲げた、「縁を育む、縁で支える」という基本的な考え方は、より重要な視点になってくると考えます。県では、人と人のつながりを大切にし、企業や関係団体、市町などさまざまな主体と協創して、県民の皆さんの希望がかなうよう取組を進めていきます。

4 「みえ家庭教育応援プラン」に基づいた取組について

1 みえ家庭教育応援プランに基づいた取組展開

少子化の進行や共働き家庭の増加など家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、様々な家庭の実情に合わせて、多様な主体が連携しながら家庭教育を応援する取組を進めていくため、平成28年度に「みえ家庭教育応援プラン」を策定し、平成29年度から具体的な取組を進めています。

このプランは概ね10年先を見据えて5年程度の期間に取り組んでいくものです。基本理念や10の取組方策を設定するとともに、複数の取組をとりまとめて注力する3つのテーマを「家庭教育応援プロジェクト」と位置付け、市町や企業等と連携しながら横断的・総合的取組として展開しています。

2 令和元年度の「家庭教育応援プロジェクト」の取組概要

テーマ1 みんなで進めよう！子どもの基本的な生活習慣づくり

基本的な生活習慣の確立は、子どもたちの心身の健やかな成長、意欲の向上に不可欠であり、「生き抜いていく力」を育む基礎になります。このため、子どもの発達段階や保護者の関心の度合い、家庭の状況等に配慮した学習機会・情報の提供を通じて、各家庭における子どもの基本的な生活習慣づくりの取組を進めました。

<主な取組内容>

(1)「生活習慣・読書習慣チェックシート」等の活用促進

「早ね早起き朝ごはん」といった基本的な生活習慣が身に付くよう県内の保育所や幼稚園において、3～5歳児を対象に家庭と連携した生活習慣チェックシートの活用を年3回実施しました。幼稚園の便り等で保護者にフィードバックし、親子で振り返る機会をもつなど家庭と連携して取り組みました。【子ども・福祉部、教育委員会】

小中学校においても、生活習慣・読書習慣チェックシートを配付し、年2回の集中取組期間を設けて児童生徒の生活習慣等の確立に向けた取組の促進を図りました。【教育委員会】

チェックシート実施状況	平成28年5月	平成29年5月	平成30年5月	令和元年5月
保育所や幼稚園等	85.8%	90.7%	89.0%	83.0%
小学校	93.8%	94.4%	98.0%	98.6%
中学校	94.3%	96.1%	98.0%	98.0%

＊保育所や幼稚園等の職員の感想

- ・子どもは保護者からのメッセージを喜び、取組の意欲につながっている。
- ・保護者への意識付けにつながる取組となった。継続して生活習慣の見直しを訴えていく必要があると感じる。
- ・仕事等の状況により、保護者の意識や家庭での取り組み方に差がある。

＊保護者の感想

- ・これまで気にかけていなかったテレビ・ゲームの時間や睡眠時間をチェックシートを通して改めて見直すことができた。また、親子で話題にするきっかけになった。
- ・チェックすることで子どもも意識するので、チェックシートをもっと欲しい、続けたい。

(2) 家庭や地域の気運づくりや家庭への「学び」の提供

就学前後の子をもつ保護者を対象に、「食べる」「寝る」「遊ぶ」の大切さを知っていただくため「みえ家庭教育応援リーフレット」や「早寝早起き朝ごはんリーフレット」を活用し、市町やPTA、地域団体等に啓発しました。また、幼少期における体験活動の大切さを啓発するために作成したリーフレットにより、学校・園や市町関係機関等に体験やあそびの重要性について啓発しました。【子ども・福祉部】

保護者同士が子育てについて話し合い、自らの役割や成長に気づき学ぶための学習コンテンツ「みえの親スマイルワーク」(妊娠期の家庭から小学生の子を持つ親を対象)について、市町や三重県PTA安全互助会と連携し、就学時の健診や説明会、学校やPTAの行事等での活用をすすめ、保護者同士のつながりづくりを図るとともに、子育ての孤立感や就園就学の不安感などの軽減を図りました。

(PTAとの連携によるスマイルワーク実施 17回 814人)【子ども・福祉部、教育委員会】

テーマ2 つくろう！家庭教育を応援する地域のネットワーク

地域で孤立しがちな家庭など、支えを必要としている多様な家庭に応じた取組を進めるため、市町と連携し、各地域それぞれの強みや特徴を生かした家庭教育応援のためのネットワークの構築を図るとともに、その横展開を図りました。

<主な取組内容>

(1) 家庭教育応援モデル事業によるネットワークづくりの推進

令和元年度は3市町で家庭教育応援モデル事業を実施し、既存の会議や組織の活用など地域資源を生かしながら、地域ボランティア、NPO等と連携して、子どもの育ちを支えるネットワークづくりを進めました。【子ども・福祉部】

<p>亀山市</p>	<p>教育委員会が、保健・福祉・教育部局の他、地域のNPO・各家庭・社会教育委員等と連携し、オール亀山として家庭教育支援を進めている。令和元年度は、市民から募集した家庭教育を進めるうえでのメッセージを「かめやまお茶の間10選(実践)」としてまとめ、学校・園および地域の関係機関にチラシを配布し、啓発活動を実施した。</p>
<p>玉城町</p>	<p>地域の多様な支援者の育成や、保健師や保育士などによる保育所・学校訪問など、保健・福祉・教育の連携による家庭教育支援を推進している。また、「ブックスタート券(赤ちゃんへの絵本のプレゼント)未交換者への訪問」、「転入者を対象とした訪問」、「保育所・学校での保護者向け出前講座」など、家庭と支援者の顔の見える信頼関係づくりを行っている。</p>
<p>菰野町</p>	<p>子どもや保護者との信頼関係の構築や生き抜く力を育む活動の進め方などを学ぶ機会を提供することで、放課後子ども教室や放課後児童クラブ、社会教育委員など子どもの豊かな育ちや子育て家庭に関わる支援者を育成した。</p>

(2) 関係者の情報共有の場の設定や人材の養成など

市町担当者家庭教育応援推進連携会議(年2回)を設置し、モデル事業の報告および教育や福祉等の連携につながる県外の事例発表など、情報の提供や共有を図りました。また、教育と福祉が連携し、県民や地域との協働を進めるため、「次世代の家庭・学校・地域創生フォーラム」を実施しました。(143人：令和2年2月21日実施)【子ども・福祉部、教育委員会】

子育て・子育てマイスター養成講座を1町、孫育て講座を3町で実施し、地域性や実態に応じた人材の養成を図りました。また、受講者を対象に、地域で継続した取組になるよう、フォローアップ研修会も実施しました。このような取組の結果、市独自で孫育て講座を継続したり、各地域の受講者が、学校・園の訪問や子育てサポート機関での支援といった地域活動に関わったりするなど、地域での取組につながりました。(子育て・子育てマイスター養成講座のべ17市町306人、孫育て講座のべ20市町316人：平成27年度～令和元年度累計)

また、支えを必要とする家庭に寄り添う「家庭教育支援チーム」の登録を働きかけました。(登録済5団体)【子ども・福祉部】

テーマ3 応援しよう！企業と連携した家庭の教育力アップ

企業は、その従業員や業務を通じて家庭とのつながりがあり、連携して家庭教育の応援に取り組むことには、大きな意義があります。従業員の仕事と家庭の両立を支援することにより、子どもと関わる時間を確保することは、各家庭において家庭教育を充実するためにも必要なことです。このため、企業の理解を十分に得て、社会意識の变革や、気運づくり、家庭教育応援の取組への参画を働きかけました。

<主な取組内容>

(1) イクボスや男性の育児参画の推進

従業員の仕事と家庭の両立を応援するイクボスが増え、すべての家族に優しい三重県の実現に向け、これまで市町や企業と連携した「イクボス養成講座」の実施や、イクボスの正しい認識や実践に向けた助言を行うことのできる人材「イクボス伝道師」の養成など、イクボスの推進に努めてきました。その結果、令和2年3月には「みえのイクボス同盟」の加盟数は700を超え、都道府県のイクボス同盟として全国1位の加盟数となりました。

令和元年度には、子育てや介護などのライフを支援する制度を従業員が活用しやすいものとなるよう組織風土を醸成し、「働きやすい職場づくり」を進めるために、実践している取組の共有や有効なアイデアを一緒に考える情報交換会などを行う「みえのイクボス風土イノベーション」事業を実施しました。

また、「第6回ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」を開催し(599件の応募)、育児に取り組む男性やイクボスの優良事例を表彰し発信するとともに、男性の学びの場として地域や職場における「男性の子育て応援講座」を開催(6回実施)しました。【子ども・福祉部】

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末	令和 2 年 3 月末
みえのイクボス同盟 加盟企業団体数	107	150	180	736

	平成 23 年	平成 28 年
6 歳未満の子どもがいる世帯の夫の育児時間(1日) 【総務省 社会生活基本調査】	全国 39 分 三重県 35 分	全国 49 分 三重県 53 分* *全国 10 位、伸び幅は全国 7 位

	平成 30 年	令和元年
合計特殊出生率 【厚労省 人口動態統計】	全国 1.42 三重県 1.54	全国 1.36 三重県 1.47

(2) ワーク・ライフ・バランスや企業との連携など

誰もが働きやすい職場環境づくりに向け、働き方改革セミナー（59名参加：令和元年9月5日実施）を開催するとともに、「みえの働き方改革推進企業」の登録・表彰を実施（65社登録、4社表彰）しました。【雇用経済部】

みえ次世代育成応援ネットワーク（企業915社、子育て団体等657団体、合計1,572：令和2年3月末現在）において、多くの企業や団体と連携し「子ども応援！わくわくフェスタ」の開催など子どもの豊かな育ちを応援する取組を進めました。（来場者数約6,000人：令和元年10月5日実施（平成30年度：約4,000人））
【子ども・福祉部】

3 今後の取組の方向性

新型コロナウイルス感染症拡大等により、子どもも保護者も家庭にいる時間が長くなる傾向にあります。その結果、子どもとの接し方について不安や負担を感じている保護者が増える一方で、家族との交流を深める保護者もあり、家庭教育への関心を高める機会ととらえることもできます。

こうした状況をふまえ、令和2年度は主に以下のことに取り組みます。

- 家庭で過ごす時間が増えたことで不規則になりがちとの指摘のある子どもの生活習慣を定着させるため、引き続き「生活習慣チェックシート」などの取組を行います。
- 休校や外出自粛により地域における子どもの見守り機会が減少したり、仕事の休業等により支援が必要な子育て家庭が増加していることも想定されることから、様々な地域ネットワークを総動員して地域の見守り体制を強化し、必要な支援につなげるように取り組みます。
- 在宅勤務が増えたことを、子どもと向き合う時間の少なかった人が家庭教育に携わるチャンスととらえ、男性の育児参画が一層進むよう取り組んでいきます。

5 「三重県児童虐待死亡事例等検証委員会報告書[2017年 四日市事例]」 をふまえた児童虐待防止の取組等について

令和2年3月30日、「三重県児童虐待死亡事例等検証委員会報告書 [2017年 四日市事例]」（別冊3）（以下「報告書」という。）が県に提出され、再発防止に向けた提言が行われました。

これを受け、4月17日の医療保健子ども福祉病院常任委員会において、別紙により報告書の概要を説明したところ、「再発防止に向けた取組を強化し、報告書の提言をふまえた県当局の対応方針等を報告することを求める」旨の委員長報告が、4月24日の本会議において行われました。

こうしたことから、報告書の提言および4月24日の委員長報告をふまえ、本県における児童虐待の現状と課題、今後の取組について説明します。

1 報告書の提言にかかる児童相談所の現状と課題

報告書の6つの提言について、県内6児童相談所においてそれぞれ共有とふり返りを行い、取りまとめた現状と課題は以下のとおりです。

【提言1】家庭単位のリスクアセスメントの実施

【提言2】日々の変化に即したリスクアセスメントの実施体制

（現状・課題）

- ・これまで、児童虐待の通告を受けた場合は、リスクアセスメントシートを使いリスクアセスメントを行ってきた。
- ・また、家族状況に変化があった場合は、家族のリスクアセスメントを実施することとしている。
- ・当該事例は、本児の姉に対する母親の子育て相談として対応していたことから、本児への虐待の意識が弱かった。
- ・①加害者の内縁男性の存在が明らかになった時点、②内縁男性による姉への暴力を聴取した時点、③母親の入院先の病院職員から男性と5歳くらいの女兒（本児）が面会に来たことを聴取した時点、それぞれで児童相談所はリスクアセスメントを行う必要があったが、母親は内縁男性による姉への暴力を否定し、内縁男性とは別れたと虚偽の説明があったことから、本児の置かれている状況を正確に把握できなかった。

【提言3】文言の意味内容の共通理解

（現状・課題）

- ・本児は、母親から姉への身体的虐待を目撃したことによる心理的虐待により被虐待児とされていたが、後に本児の姉に対する母親の子育て相談に変化したこと、姉が一時保護され母親からの身体的虐待を受ける可能性がなくなったことから、本児への心理的虐待もなくなったとして、児童相談所としては「終結ケース」とした。

- ・児童相談所は、医療機関等の関係機関に対して、「終結ケース」についての情報交換は行っていない。

【提言4】アセスメントシートの県内統一

(現状・課題)

- ・市町をまたぐ転居の際、何を転居先の市町に引継ぐかの取り決めはないが、情報提供の内容や時期等を定め、児童の安全確保に必要な引継が確実に行われる必要がある。

【提言5】就学状況の確認手順の県内統一

(現状・課題)

- ・外国籍の子どもは就学義務がなく、就学していない場合は学校等での安全確認ができないため、福祉部局と教育委員会等で連携し、情報交換する必要がある。
- ・関係機関においては、外国籍の家族が暮らすコミュニティや生活習慣を理解する必要がある。

【提言6】市町による継続的見守り

(現状・課題)

- ・北勢児童相談所の鈴鹿・亀山地域の担当課等を独立させ、平成31年4月から鈴鹿児童相談所を設置し、特に相談件数の多い北勢地域で機動的に虐待対応を行っている。
- ・児童相談所は、要保護児童対策地域協議会実務者会議等において定期的に市町と情報交換を行っている。
- ・児童相談センターは、市町との間で定期協議を行い、アドバイザーを派遣するなど、体制強化に向けた取組を進めている。
- ・児童相談所が「終結」ケースとした場合でも、市町では同時に終結するのではなく、一定期間の見守りを継続する必要がある。

2 今後の取組について

上記の提言および課題を受けて、次の取組を強化します。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛などで、令和2年1月から3月分の全国の児童相談所に寄せられた児童虐待相談対応件数（速報値）は、前年に比べ1～2割増加しているなど、児童虐待のリスクが高まっていると言われています。今後も、こうした状況が続くことが見込まれることから、要支援家庭の見守り体制を強化します。

(1) 介入機能と支援機能の分離

児童相談所において、子どもの最善の利益を考慮した保護等の介入や、親子関係の再構築を考慮した支援マネジメントが適切に推進されるよう、介入機能と支援機能を分離して体制整備に取り組みます。

【提言1】【提言2】

(2) AIシステムの導入

児童相談所における対応力を強化し、子どもの安全確保や家族支援のほか、児童虐待の再発防止を図り、アセスメント内容を共有するため、7月から全ての児童相談所にAIを活用した児童虐待対応支援システムを導入し、活用します。

【提言1】【提言2】【提言3】

(3) 市町支援

リスクアセスメントシートの効果的運用（県内統一を含む）や市町による継続的な見守りを実施するため、児童福祉主管課長会議や市町要保護児童対策地域協議会等の場を活用し、市町との協議・市町への支援を進めます。また、市町職員を対象に研修会を実施し、人材育成に努めます。

【提言4】【提言6】

(4) 就学状況の確認手順のガイドライン

転居に伴う転校等があった場合に転居後の就学状況等を確認するため、市町における取組の好事例情報を共有して、就学状況の具体的な確認手順のガイドラインを作成します。

【提言5】

(5) 外国籍の子どもと家族の見守り体制の強化

虐待のおそれがある外国籍の子どもとその家族を地域で見守るため、民間支援団体との連携を進めるとともに、新たな通訳システムを導入し、対応力の強化に取り組みます。

【提言5】

(6) 様々な地域のネットワークを活用した見守り体制の強化

子どもに関わる民間団体等に幅広く協力を求め、子ども食堂やフードバンク等民間団体が行う食事の提供、学習・生活指導支援等と連携して地域の見守り体制を強化します。

【提言6】

【参考】令和元年度の児童虐待相談対応件数について

令和元年度の児童虐待相談対応件数について、6月5日に速報値をとりまとめたところ、2,229件（前年比155件増、+7.5%）と過去最多を更新しました。

令和元年度の児童虐待相談対応件数の詳細も含め、児童虐待に関する取組については、9月定例会に「子どもを虐待から守る条例」第28条に基づく年次報告書」として提出する予定です。

三重県児童虐待死亡事例等検証委員会報告書について

平成 29 年 8 月に四日市市で発生した児童虐待による死亡事例について、児童虐待の防止等に関する法律第 4 条第 5 項に基づき、三重県児童虐待死亡事例等検証委員会により再発防止に向けた報告書が取りまとめられ、令和 2 年 3 月 30 日に知事に提出されました。

1 本事例の概要

(1) 経緯

H28. 11. 18	鈴鹿市から児童相談所に通告があり、姉は身体的虐待、妹（以下「本児」という。）は心理的虐待で受理、姉は一時保護。
12. 9	母親を指導したうえで姉の一時保護を解除。 一時保護の間に児童相談所は内縁男性の存在を確認。
H29. 5. 25	母親が姉の育てにくさを訴え、児童相談所が姉を一時保護。以降、内縁男性から暴力を受けたと姉が訴え。
6. 15	当該家庭が鈴鹿市から四日市市へ転居。
6. 19	児童相談所と鈴鹿市は協議し、本児の虐待進行管理を終結。
7. 25	児童相談所が入院中の母親と面会し、本児は母親の友達に預かってもらっていると聴取。
8. 1	鈴鹿市の小学校が本児を除籍したことがわかる。
8. 29	本児の遺体が発見される。

(2) 刑事事件

H29. 8. 29	内縁男性が死体遺棄容疑で逮捕。
9. 20	内縁男性が傷害致死容疑で再逮捕。
H30. 12. 19	地方裁判所判決。（懲役 9 年 6 月）
R 1. 7. 29	最高裁判所判決。（上告棄却。懲役 9 年 6 月確定）

2 再発防止に向けた提言

(1) 家庭単位のリスクアセスメントの実施

従前の「子ども単位」のリスクアセスメントを「家庭単位」の視点からも実施することが必要である。

(2) 日々の変化に即したリスクアセスメントの実施体制

養育環境の変化や新たな情報が出てきた時には、状況変化の情報を盛り込み、再度虐待リスクをアセスメントする体制を整える。

(3) 文言の意味内容の共通理解

医療機関をはじめ関係機関との連携を実質化させるために、見守りを依頼する機関に対する具体的な働きかけ（リスクや懸念事項の見立て）を含めた情報提供・共有の徹底と、何を見守り、どういう時に情報提供を求めるのかを明確にすることが必要である。

(4) アセスメントシートの県内統一

転居等に伴って市町間でリスク評価の齟齬が生じないように、市町の関係機関で共有できるアセスメントシートを用いてリスクを評価することが求められる。

(5) 就学状況の確認手順の県内統一

子どもの所在や安否が確認できないときは、速やかに不就学児として教育委員会と福祉部局が相互に情報交換して対応しつつ児童相談所とも情報共有することを求める。さらに「要保護児童等」として各機関が連携した対応をとることを盛り込んだ就学状況の具体的な確認手順を県内で統一し、運用することを求める。

(6) 市町による継続的見守り

子どもの情報は最終的に市町で把握・集約する意識を強く持つべきである。児童相談所と市町が共に手をひかずに、児童相談所の終結後、一定期間市町が管理し、状況が安定した時点で市町も終結するといった段階的な見守り体制を行う。

3 今後の対応

検証報告書について、児童相談所内での共有と振り返りを実施します。
また、市町、教育委員会と情報共有を行い、提言への対応を図ります。

6 令和3年度社会福祉施設等整備方針について

本県では、市町、民間事業者と連携し、社会福祉施設等の整備を計画的に進めていくこととしています。

社会福祉施設等の整備については、厳しい財政状況の中で限られた予算を効率的に執行していく必要があるため、提出された整備計画の中から地域のバランス、住民ニーズ等をふまえ、より効果的で緊急度の高いものを優先していくこととします。

また、施設の老朽化への対応、地震・津波対策など防災上の対応、および新しい生活様式に対応した感染症対策へも配慮していくこととします。

こうした考え方をもとに、令和3年度整備方針を策定しました。

なお、施設整備に係る具体的な助成額、助成制度等については、今後の国の補助金・交付金制度等の動向や国および県予算の状況をふまえて決定することになります。

令和3年度社会福祉施設等整備方針

・長寿介護課所管施設 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、 養護老人ホーム	15
・地域福祉課所管施設 救護施設	18
・少子化対策課所管施設 児童館、放課後児童クラブ室、病児保育施設	19
・子育て支援課所管施設 児童養護施設、乳児院、児童家庭支援センター、 母子生活支援施設、委託一時保護専用ユニット	23
・障がい福祉課所管施設 障がい福祉サービス事業所等	26

令和3年度社会福祉施設等整備方針（長寿介護課所管施設）

課名〔長寿介護課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・施設利用者数の見込みや市町の意向等を踏まえつつ、施設サービスを必要とする高齢者が円滑に入所できるよう、老人保健福祉施設の整備を進める。
- ・在宅要介護高齢者の施設サービスへのニーズの高まりをふまえ、特別養護老人ホームと介護老人保健施設を優先的に整備する。
- ・県補助を受けずに、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設を整備する場合についても審査の対象とする。
- ・ウイルス感染症等の感染防止対策として、新しい生活様式に対応した取組に配慮する。
- ・圏域については、別表「老人福祉圏域」のとおりとする。

2 整備方針

施設種別	圏域	課題	令和3年度整備方針
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	圏域別	1 入所申込者が依然として多数に上るため、整備を進める必要がある。 2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。	1 圏域ごとに令和3年度整備可能数の範囲内とする。 2 整備に当たっては、ユニット型施設を基本とし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いた上で従来型施設を整備する場合は、圏域ごとの従来型施設整備可能数の範囲内とする。 なお、感染症対策として、新しい生活様式に対応した取組に配慮することとする。

現状と整備可能数（単位：人分）

	北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数	2,998	2,950	2,985	592	9,525	市町における整備対象となる小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホームの定員数は含まない。
令和2年度整備予定数	40	80	60	0	180	
小計 (A)	3,038	3,030	3,045	592	9,705	
令和3年度整備可能数 (B) （うち従来型施設整備可能数）	40 (10)	180 (50)	20 (0)	60 (10)	300 (70)	
令和3年度末整備予定数 (A) + (B)	3,078	3,210	3,065	652	10,005	

施設種別	圏域	課題	令和3年度整備方針				
介護老人 保健施設	圏域別	<p>1 在宅復帰支援と在宅生活支援という重要な役割を担うことから、計画的に整備を進める必要がある。</p> <p>2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。</p>	<p>1 圏域ごとに令和3年度整備可能数の範囲内とする。</p> <p>2 整備に当たっては、ユニット型施設を基本とし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いた上で従来型施設を整備する場合は、圏域ごとの従来型施設整備可能数の範囲内とする。</p> <p>なお、感染症対策として、新しい生活様式に対応した取組に配慮することとする。</p> <p>*増築による整備については、県補助の対象外とする。</p>				
現状と整備可能数（単位：人分）							
		北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数		2,575	1,783	2,064	358	6,780	
令和2年度整備予定数		0	0	0	0	0	
小計 (A)		2,575	1,783	2,064	358	6,780	
令和3年度整備可能数 (B)		20	170	180	30	400	
(うち従来型施設整備可能数)		(10)	(80)	(90)	(10)	(190)	
令和3年度末整備予定数 (A) + (B)		2,595	1,953	2,244	388	7,180	
養護老人 ホーム	—	老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、整備を進める必要がある。		老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、改修又は改築による整備を進める。なお、感染症対策として、新しい生活様式に対応した取組に配慮することとする。			

3 その他

療養病床から介護老人福祉施設等への転換については、当整備方針の別枠とする。

特別養護老人ホームの施設整備については、創設・増築分を優先し、圏域ごとの整備可能数に余裕がある場合に限り、その範囲内において、特別養護老人ホームに併設されたショートステイの特養転換について別途募集・審査するものとする。

(別表)老人福祉圏域

令和2年4月1日現在

圏域名	圏 域 内 市 町
北勢	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市 木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
中勢伊賀	津市、名張市、伊賀市
南勢志摩	伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市 多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
東紀州	尾鷲市、熊野市 紀北町、御浜町、紀宝町

令和3年度社会福祉施設等整備方針（地域福祉課所管施設）

課名〔地域福祉課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・生活保護法で規定されている保護施設（救護施設）の新規施設整備については、原則として行わない。
- ・ウイルス性感染症等の感染防止対策として、新しい生活様式に対応した取組に配慮する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和3年度整備方針
救護施設	全県	<ul style="list-style-type: none"> ・県内 3か所 ・定員 計260名 （令和2年4月1日現在）	特になし	入所者等の安全確保に必要な改築等があれば整備を進める。

令和3年度社会福祉施設等整備方針（少子化対策課子どもの育ち・家庭応援班所管施設）

課名〔少子化対策課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・健全な遊びを通して、子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を援助していく拠点施設である児童館を整備するにあたり、地域のニーズに応じた子ども・子育て環境の向上のための施設整備を推進する。
- ・耐震化対策や老朽化に対する大規模修繕等を推進するとともに、防犯対策の強化を図る。
- ・ウイルス性感染症等の感染防止対策として、新しい生活様式に対応した取組に配慮する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和3年度整備方針
児童館	全県	大型児童館 1館 小型児童館 28館 児童センター 13館 計 42館 (10市6町) (令和2年5月1日現在)	1 耐震化対策等がなされていない児童館について、対策が必要である。 2 児童の健全育成活動の拠点である児童館のない地域がある。 3 児童館の中で、放課後児童クラブを行うことは、様々な利点があるが、放課後児童クラブを行っている児童館は多くない。	市町や社会福祉法人等が行う児童館の整備事業に関して市町に補助を行うことで施設整備を推進する。なお、補助は国の次世代育成支援対策施設整備交付金の交付を受ける市町に限る。 なお、感染症対策として、新しい生活様式に対応した取組に配慮することとする。 優先度の高いものから1、2、3、4の順とするが、4については、緊急性や必要性を総合的に判断し優先順位を決定することとする。 さらに、各項目については、放課後児童クラブ室を設置している児童館や設置を行う児童館を優先する。

施設種別	圏域	現状	課題	令和3年度整備方針
				1 既存の児童館の大規模修繕のうち、耐震改修工事等を含むもの 2 既存の児童館の防犯対策強化のうち、ブロック塀の改修及び撤去新設に係るもの 3 児童館のない市町における新たな児童館の創設 4 児童館のある市町における新たな児童館の創設 既存の児童館を拡張・改築する整備 その他大規模修繕等の整備

令和3年度社会福祉施設等整備方針（少子化対策課保育サービス・幼保連携班所管施設）

課名〔少子化対策課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・地域のニーズに応じた子育て環境の向上のための施設整備を推進する。
- ・ウイルス性感染症等の感染防止対策として、新しい生活様式に対応した取組に配慮する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和3年度整備方針
放課後児童クラブ室	全県	放課後児童クラブ数 400か所 (令和元年5月1日現在) ※令和2年5月1日現在の 数値については、現在調査中 です。	1 小学校児童についての保 育需要があるにも関わら ず、放課後児童クラブが存 在しない地域がある。 2 実施施設の中には、老朽 化の進んでいるものもあ る。	「放課後児童クラブ運営指針」による、支援の単位あ たりおおむね40人以下の整備を推進することとし、放 課後子ども総合プランにおける市町の運営委員会等の調 整を経た次の整備（創設・改築）を行う。 なお、当該整備にあたっては、市町の福祉部局と教育 委員会の連携を密にして取り組むこととする。 また、感染症対策として、新しい生活様式に対応した 取組に配慮することとする。 優先度の高いものから1、2、3、4、5、6の順と する。 1 小学校の統廃合による整備、または借家等で実施し ているが使用不能になる場合の整備 2 地震対策あるいは津波対策等のための整備 3 放課後児童クラブ未設置小学校区における整備 4 既存の放課後児童クラブ施設では需要に対して充分 に対応できていない地区において、受け入れ枠拡大 に繋がる整備 5 放課後子ども総合プランの推進のため、放課後子ど

施設種別	圏域	現状	課題	令和3年度整備方針
				<p>も教室と一体となって実施するための整備または学校の空き教室を活用するための整備</p> <p>6 1から5の理由以外での整備</p>
病児保育施設	全県	<p>病児保育施設数 17か所 (令和2年5月1日現在)</p>	<p>子育て家庭の病児保育に係る需要があるにも関わらず、病児保育施設が存在しない又は不十分な地域がある。</p>	<p>国の子ども・子育て支援交付金により交付を受けることを条件として、病院又は診療所、社会福祉法人等が病児保育施設を整備する際に必要な経費について、市町に対して補助を行うことで、病児保育の推進を図る。</p> <p>なお、感染症対策として、新しい生活様式に対応した取組に配慮することとする。</p> <p>優先度の高いものから1、2、3、4、5の順とする。</p> <p>1 現在病児保育事業で使用している建物が使用不能になる場合の整備</p> <p>2 地震対策あるいは津波対策等のための整備</p> <p>3 病児保育施設未設置市町における整備</p> <p>4 既存の病児保育施設では需要に対して充分に対応できていない地区において、受け入れ枠拡大に繋がる整備</p> <p>5 1から4の理由以外での整備</p>

令和3年度社会福祉施設等整備方針（子育て支援課所管施設）

課名〔子育て支援課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・ 児童養護施設及び乳児院については、令和元年度に策定した三重県社会的養育推進計画に基づき、「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」に向けた取組を進め、子どもの最善の利益を保障するものになるよう施設整備を推進する。
- ・ 母子生活支援施設については、老朽化や防災強化、DV被害者への対応等の観点からニーズに応じた施設整備を推進する。
- ・ ウイルス性感染症等の感染防止対策として、個室化改修等の新しい生活様式に対応した環境整備に配慮する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和3年度整備方針
児童養護施設	全県	施設数 12施設 公立 0施設 民間 12施設 (令和2年4月1日現在)	1 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組が求められている。 2 築年数の経過による施設の老朽化対策として、増改築修繕が求められている。	優先度の高いものから1, 2, 3の順とするが、緊急性や必要性により優先度を総合的に判断する。 1 小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換 施設の新設・改築・拡張にあたっては、小規模かつ地域分散化するための施設整備や、本体施設を小規模グループケアの構造にする、または一時保護専用施設等を創設・拡張するなど高機能化及び多機能化・機能転換を図る施設整備を優先する。 特に、地域分散化については、東紀州地域や施設のない地域に整備するものを優先する。
乳児院	全県	施設数 3施設 公立 0施設 民間 3施設 (令和2年4月1日現在)	3 感染症等の感染防止対策のため、個室化改修等の環境整備が求められている。	2 老朽化対応や防災強化対応のための増改築修繕 施設の移設（新設を含む）・大規模修繕・増改築・拡張にあたっては、平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働事務次官通知「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」により整備を行う耐震化等整備事業や老朽民間児童福祉施設整備事業を優先する。 老朽化については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」における老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。

施設種別	圏域	現状	課題	令和3年度整備方針
				<p>3 感染防止のための環境整備 感染症等の感染防止のための個室化改修等『新しい生活様式』に対応した環境整備を行うものを優先する。</p>
児童家庭支援センター	全県	<p>施設数 5施設 公立 0施設 民間 5施設 (令和2年4月1日現在)</p> <p>※令和2年度中に全児童相談所管内に設置予定。</p>	<p>児童養護施設において、地域からの相談に応じたり、指導等を行う児童家庭支援センター設置の必要性が高まっている。 児童相談所管内への複数のセンターの設置については地域性や相談ニーズなどにより検討していく必要がある。</p>	<p>児童相談所管内への複数のセンターの設置について、地域性や相談ニーズを考慮し、必要性に応じて整備を進める。 また、感染症対策として、新しい生活様式に対応した取組に配慮することとする。</p>
母子生活支援施設	全県	<p>施設数 5施設 公立 2施設 民間 3施設 (令和2年4月1日現在)</p>	<p>1 施設の老朽化への対応や津波・浸水等災害への対応の必要性が高まっている。 2 感染症等の感染防止対策のため、個室化改修等の環境整備が求められている。 3 DV被害者の利用が増加しているため、対応が必要である。</p>	<p>優先度の高いものから1、2、3の順とするが、緊急性や必要性により優先度を総合的に判断する。</p> <p>1 施設の老朽化対応や防災強化対応（耐震工事含む）施設の移設（新設を含む）・大規模修繕・増改築・拡張にあたっては、平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働事務次官通知「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」により整備を行う耐震化等整備事業や老朽民間児童福祉施設整備事業を優先する。 老朽化については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」における老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。</p>

施設種別	圏域	現状	課題	令和3年度整備方針															
				<p>2 感染防止のための環境整備 感染症等の感染防止のための個室化改修等『新しい生活様式』に対応した環境整備を行うものを優先する。</p> <p>3 DV被害者への対応 入居者の安全性を確保するため、施設や居室のセキュリティやプライバシーの強化を図る施設整備を優先する。</p>															
委託一時保護専用ユニット（乳児院、児童養護施設）	全県	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3" data-bbox="629 699 929 730">施設数 3施設</th> </tr> <tr> <th data-bbox="629 730 736 842"></th> <th data-bbox="736 730 844 842">乳児院</th> <th data-bbox="844 730 929 842">児童養護施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="629 842 736 884">公立</td> <td data-bbox="736 842 844 884">0</td> <td data-bbox="844 842 929 884">0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="629 884 736 925">民間</td> <td data-bbox="736 884 844 925">1</td> <td data-bbox="844 884 929 925">2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="629 925 736 967">計</td> <td data-bbox="736 925 844 967">1</td> <td data-bbox="844 925 929 967">2</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="629 967 929 1002">(令和2年4月1日現在)</p>	施設数 3施設				乳児院	児童養護施設	公立	0	0	民間	1	2	計	1	2	<p>県児童相談所一時保護所の入所率が高いことなどにより、児童の適切なケアの確保について課題を有しているため、地域において一定数の一時保護児童を安定的に受け入れることができる委託先の確保が必要となっている。</p>	<p>児童相談所単位での設置を進めることとし、県児童相談所一時保護所のない地域及び乳児院での整備を優先する。</p> <p>また、感染症対策として、新しい生活様式に対応した取組に配慮することとする。</p>
施設数 3施設																			
	乳児院	児童養護施設																	
公立	0	0																	
民間	1	2																	
計	1	2																	

令和3年度社会福祉施設等整備方針（障がい福祉課所管施設）

課名〔障がい福祉課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・ 障がいの有無に関わらずお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、障がい者関係施設の整備を進める。
- ・ 「みえ障がい者共生社会づくりプラン」における障害福祉サービスの必要量の見込みや障害保健福祉圏域の整備状況、緊急性や必要性を総合的に判断し整備する。
- ・ 新規整備については、地域生活への移行および地域生活の支援の観点から、日中活動系サービスおよび居住系サービスの事業所を対象とする。
- ・ 障害者支援施設については新規整備を行わず、ウイルス性感染症等の感染拡大を防止するための多床室の個室化改修など新しい生活様式に対応した環境整備や、防災対策としての非常用自家発電設備等の整備など、入所者等の安全確保に資する大規模修繕等を整備の対象とする。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和3年度整備方針
日中活動系サービス事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	<ol style="list-style-type: none"> 1 入所施設から地域生活への移行が進んでいない。 2 障害福祉サービスの種類または障害保健福祉圏域によって指定する事業所の数に差が生じている。 3 相談および地域の体制づくりなどの機能を集約した地域生活支援拠点機能を有する事業所ならびに障がい児支援の中核となる機能を有する事業所の設置が進んでいない。 4 建物の防災・防犯対策及び感染症対策に取り組む必要がある。 	<p>社会福祉法人等が整備する社会福祉施設等施設整備費補助金の交付対象となる日中活動系サービス事業所の施設整備について、当該法人に対して補助を行うことにより、障害福祉サービスの充実を図る。</p> <p>なお、感染症対策として、新しい生活様式に対応した取組に配慮することとする。</p> <p>新規整備、大規模修繕等の優先順位については、緊急性や必要性を総合的に判断し決定することとし、それぞれにおける優先順位は以下のとおりとする。</p> <p>1 新規整備</p> <p>以下（1）を優先し、（1）において同順位の場合は（2）、（3）を満たす整備を優先する。</p> <p>（1）みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を考慮して、日中活動系サービス事業所が不足する圏域の整備</p> <p>（2）地域生活支援拠点機能または障がい児支援の中核となる機能を有する事業所</p> <p>（3）短期入所を併設する事業所</p>

施設種別	圏域	現状	課題	令和3年度整備方針
居住系サービス事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	<ol style="list-style-type: none"> 1 入所施設から地域生活への移行が進んでいない。 2 障害保健福祉圏域によって指定する事業所の数に差が生じている。 3 障がいが重度であっても、地域で安心して生活できる場所の確保が求められている。 4 建物の防災・防犯対策及び感染症対策に取り組む必要がある。 	<p>2 既存建物の大規模修繕等 防犯カメラの設置等の防犯対策について、緊急性や必要性を考慮して優先順位を付けることとする。</p> <p>社会福祉法人等が整備する社会福祉施設等施設整備費補助金および三重県障害者グループホーム緊急整備事業費補助金の交付対象となる共同生活援助事業所の施設整備について、当該法人等に対して補助を行うことにより、障害福祉サービスの充実を図る。 なお、住宅地および住宅地と同程度に利用者家族、地域住民との交流が確保される地域への設置を整備の対象とする。 また、感染症対策として、新しい生活様式に対応した取組に配慮することとする。</p> <p>新規整備、大規模修繕等の優先順位については、緊急性や必要性を総合的に判断し決定することとし、それぞれにおける優先順位は以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新規整備 <ol style="list-style-type: none"> 以下(1)を優先し、(1)において同順位の場合は(2)、(3)、(4)を満たす整備を優先する。 (1) みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を考慮して、共同生活援助事業所が不足する圏域の整備(日中サービス支援型を除く) (2) 障がい者の重度化や高齢化に対応できる事業所 (3) 障害者支援施設や精神科病院から地域生活への移行を目的に設置する事業所 (4) 短期入所を併設する事業所 2 既存建物の大規模修繕等 <ol style="list-style-type: none"> 以下(1)、(2)、(3)を同順位とし、緊急性や必要性を考慮して優先順位を付けることとする。 (1) 消防法施行令等の改正に伴い、設置が義務づけられたスプリンクラー等の整備 (2) 非常用自家発電設備等の防災対策 (3) 防犯カメラの設置等の防犯対策

3 その他

次の諸点に該当する整備事業とする。

- ・ 障害福祉サービスの提供方針、利用者の状況、指定基準、資金計画等を十分検討し、中長期的視点を含め着実に事業が実施できると考えられる施設。
- ・ 障がい者の地域社会との日常的な交流が図られる施設。
- ・ 立地に関して各種災害に対する安全性が確保され、設備の面で防災・減災への配慮がなされている施設。
- ・ 公共工事に準じた入札・契約等の各種手続きが実行できること。

(別表1) 障害保健福祉圏域

令和2年4月1日現在

圏域名	圏 域 内 市 町
桑名員弁	桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町
四日市	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿亀山	鈴鹿市、亀山市
津	津市
松阪多気	松阪市、多気町、明和町、大台町
伊勢志摩	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀	名張市、伊賀市
紀北	尾鷲市、紀北町
紀南	熊野市、御浜町、紀宝町

(別表2) 障害福祉サービス事業所等の現状

種類	種類	単位	令和2年度									
			桑名 員弁	四日市	鈴鹿 亀山	津	松阪 多気	伊勢 志摩	伊賀	紀北	紀南	計
日中活動系サービス												
生活介護	現状	事業所数	15	33	22	37	28	26	21	4	4	190
		定員数	313	1,100	563	930	677	609	452	117	112	4,873
	サービス見込量	人	453	920	550	679	613	680	459	132	139	4,625
	サービス量実績	人	434	808	527	676	546	614	435	109	132	4,281
就労移行支援	現状	事業所数	4	7	6	4	4	8	4	0	0	37
		定員数	52	115	51	37	66	81	38	0	0	440
	サービス見込量	人	40	79	52	46	27	65	39	7	2	357
	サービス量実績	人	41	67	51	25	27	44	20	0	1	276
短期入所	現状	事業所数	16	16	10	19	13	12	11	1	2	100
		定員数	69	69	45	66	44	39	89	4	6	431
	サービス見込量	人	117	234	140	123	173	148	101	21	20	1,077
	サービス量実績	人	121	204	129	109	108	149	92	14	18	944
児童発達支援	現状	事業所数	15	20	18	29	17	14	8	1	1	123
		定員数	175	275	270	305	215	195	92	10	24	1,561
	サービス見込量	人	96	247	269	236	420	174	98	12	25	1,577
	サービス量実績	人	86	295	282	275	220	191	90	0	25	1,464
居住系サービス												
共同生活援助	現状	事業所数	15	15	16	32	17	11	11	4	3	124
		定員数	198	397	167	354	222	203	238	43	53	1,875
	サービス見込量	人	184	298	159	290	231	251	235	76	63	1,787
	サービス量実績	人	179	297	151	249	185	224	209	57	60	1,611

注)

- 1 現状の事業所数・定員数は、令和2年4月1日現在
- 2 サービス見込量は、「みえ障がい者共生社会づくりプラン-2018年度～2020年度-」における令和2年度のサービス見込量（1か月あたり）
- 3 サービス量実績は、令和元年度（平成31年4月～令和2年2月）の1か月あたりの平均
- 4 生活介護と就労移行支援の現状（事業所数・定員数）は、障害者支援施設を含む。

7 令和元年度社会福祉法人等指導監査の結果等について

1 指導監査の効率的、効果的实施について

社会福祉法人・社会福祉施設に対しては、定期的な指導監査の実施に加え、利用者等関係者からの通報や苦情等により法人運営等に問題が生じている疑いが認められる場合には、随時、指導監査を実施しています。

また、介護保険および障害福祉サービス事業所に対しては、定期的な実地指導と全事業所を対象とした集団指導の実施に加え、通報や苦情等により介護報酬等の請求に関し不正が疑われる場合には、随時、指導監査を実施しています。

2 令和元年度指導監査および実地指導等の結果について

社会福祉法人・社会福祉施設の指導監査は、法人・施設運営、施設整備関係、利用者処遇、安全対策を重点項目として実施しました。

また、介護保険および障害福祉サービス事業所の実地指導等は、法令遵守、サービスの質の確保・向上、危機管理対策、虐待防止への取組状況や、高齢者向け住宅を設置する法人が運営する居宅サービス事業所等の運営状況を重点項目として実施しました。

指導監査および実地指導等の実施状況と、指摘事項があった法人数・施設数やその指摘件数は、次のとおりです。

○令和元年度指導監査等の実施状況

(令和2年3月31日現在)

	対象数	うち実施数 (%)	指摘法人 等の数	指摘 総件数
社会福祉法人	104	9(8.7)	7	38
社会福祉施設	966	506(52.4)	363	1,246
介護保険サービス事業所(予防含む)	3,236	235(7.3)	215	854
〃 集団指導	3,236	2,864(88.5)	-	-
障害福祉サービス事業所	1,793	72(4.0)	65	330
〃 集団指導	1,793	1,496(83.4)	-	-
県福祉事務所	0	0(0.0)	0	0
児童相談所	5	0(0.0)	0	0
市町福祉行政	29	20(69.0)	7	13
公益法人	5	2(40.0)	2	8

(注) 対象数は、令和元年度当初の数です。

(1) 社会福祉法人および社会福祉施設

指摘の内容は、社会福祉法人では、役員の構成等の法人運営に関するものが68.4%、会計処理、資産管理、苦情解決等の管理に関するものが31.6%となっています。社会福祉施設では、苦情処理窓口や衛生管理等の適切な利用者支援に関するものが25.9%、就業規則や安全対策等の施設運営に関するものが74.1%となっています。

○社会福祉法人の指摘項目および件数 (令和2年3月31日現在)

法人運営	事業	管理	計
26(68.4%)	0(0.0%)	12(31.6%)	38(100.0%)

○社会福祉施設の指摘項目および件数 (令和2年3月31日現在)

適切な利用者支援	施設運営	計
323(25.9%)	923(74.1%)	1,246(100.0%)

(2) 介護保険および障害福祉サービス事業所

介護保険および障害福祉サービス事業所に関する指摘では、介護職員の配置等の人員基準に関するものが3.2%、サービス提供などの運営基準等に関するものが81.5%、給付費に関するものが10.1%となっています。

○介護保険および障害福祉サービス事業所の指摘項目および件数

(令和2年3月31日現在)

		人員基準	運営基準等	給付費	その他	計
介護保険サービス	介護	22	546	63	39	670
	予防	8	149	15	12	184
障害福祉サービス		8	270	41	11	330
合計 (構成比%)		38 (3.2)	965 (81.5)	119 (10.1)	62 (5.2)	1,184 (100.0)

実地指導、監査により、介護報酬等の算定誤りや不適切な請求等が確認された事業所に対して、過誤調整による自主返還を指導しました。

○介護報酬等の過誤調整（自主返還）による返還決定額（令和2年3月31日現在）

返 還 の 種 別		事業所数	返還決定額（円）
介護保険 サービス	実地指導結果に基づく過誤調整	3	605,788
	監査結果に基づく過誤調整	2	23,405,698
	監査結果に基づく返還	0	0
障害福祉 サービス	実地指導結果に基づく過誤調整	2	529,040
	監査結果に基づく過誤調整	0	0
	監査結果に基づく返還	0	0
合 計			24,540,526

(注)令和2年4月末までに確定した金額です。

3 令和2年度の指導監査および実地指導等の実施方針

(1) 社会福祉法人および社会福祉施設

県所管法人はもとより、市所管法人についても、関係市と連携を密にして、効率的・効果的な指導監査を実施します。

また、法人の経営組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上等を柱にした改正社会福祉法の運用状況について、指導監査を通じて県所管法人を指導するとともに、市所管法人についても市を支援していきます。

さらに、施設運営においては、職員による利用者への虐待防止のための取組を確認し、指導します。

(2) 介護保険および障害福祉サービス事業所

苦情・通報等のあった事業所への実地指導、監査を優先的に実施するとともに、集団指導（非会場参加型）では、人員・運営等の最低基準の考え方等の周知徹底に加え、実施指導等における指摘事例を周知することで、事業者の適正な運営の確保を支援します。

(3) 新型コロナウイルス感染症への対応について

監査・指導は「対面・現地」が基本ですが、当面の間は施設を訪問しての「実地監査」および「職員との対面による監査」は行わず、書面監査、画像配信による集団指導等を実施し、感染症拡大の抑止に努めます。

さらに、対面機会の低減および効率的な監査・指導のため、オンライン環境が整備された監査・指導先に対して双方向オンライン監査を導入することを検討します。

【所管事項説明】

8 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和2年2月17日～令和2年6月2日)

(子ども・福祉部)

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	令和2年2月18日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他3名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	3名の医師について審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会
2 開催年月日	令和2年2月28日
3 委員	会長 白石 葉子 委員 松田 靖利 他9名
4 諮問事項	1 「県有施設のUD整備指針」(仮称)の作成に係る取組について 2 ヘルプマークの普及・おもいやり駐車場利用証制度について 3 令和2年度当初予算(案)について
5 調査審議結果	上記事項について報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査部会
2 開催年月日	令和2年3月9日
3 委員	部会長 中井 健治 委員 速水 正美 他3名
4 諮問事項	新規里親認定申請者の審議等について
5 調査審議結果	養育里親12件、養子縁組里親3件、親族里親1件、専門里親2件が里親として認定された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和2年3月19日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 佐々木 光明 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	令和2年4月21日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他7名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	15名の医師について審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和2年5月7日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 佐々木 光明 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童養護施設への措置等の審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和2年5月21日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 松岡 典子 他2名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	